

---

**QA31 会社や学校、市町村で健康診査を受けましたが、それとは別に県民健康調査の「健康診査」も受けなければならないのですか。**

---

県内居住の16歳以上で、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村が実施する特定健診、総合健診を受診されている方については、その健診の際に、県民健康調査で追加された検査項目を上乗せして一度に実施します。この場合、県民健康調査の「健康診査」も受けたこととなりますので、別に受診する必要はありません。しかし、それ以外の方については、県内各地で福島県立医科大学が実施する集団健診で健康診査を受診いただくか、県内外の医療機関において、個別に受診いただくことになります。

---

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：平成27年3月31日

本資料への収録日：平成27年3月31日